

## 大村市立大村小学校いじめ防止基本方針

### 【 学校基本方針の目的 】

いじめ問題への対策を学校、家庭、地域社会が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等をより実効的なものにするため、法により規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにする。

(定義)第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務)第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念ののっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。  
いじめ防止対策推進法より 抜粋

#### 気づく子

自分の身の回りにある問題に気づく

- ①感じる力(人の気持ちを感じる力)
- ②気づく力(自他のよさに気づく力)
- ③かかわる力(他者とよりよくかかわる力)

#### 学ぶ子

その解決に向けて、深く考え、正しく判断する

- ①聞く力(話を心で受け止める力)
- ②伝える力(自分で考え、表現する力)
- ③振り返り生かす力(活用力、汎用力)

#### 元気な子

仲間とともに課題を解決し、よりよい生活につなげる

- ①挑戦する力(何事にも進んで取り組む力)
- ②やりぬく力(自分で解決しようとする力)
- ③耐える力(困難を乗り越えていく力)

### 【 いじめ対策委員会 】

- いじめ防止に関する措置を実効的に行う。必要に応じて委員会を開催する。
  - 構成- 校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任
  - 外部構成員- ※必要に応じて依頼・招集 学校評議員、学校支援会議員、主任児童委員、PTA会長
- その他、必要に応じて市SSWの派遣要請を申請する。

### 【 PTA及び関係機関等との連携 】

- PTA …あらゆる場を使っての情報共有の推進  
PTA総会、学級・学年、懇談会、PTA三役会、理事会、評議委員会等
- 関係機関…防止・早期解決に向けての連携体制の強化  
大村市教育委員会、長崎子ども・女性・障害者支援センター、大村警察署  
青少年健全育成協議会、主任児童委員、民生児童委員 等

## 《 いじめ問題への取組 》

### 【 いじめの防止 】

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が「わかる」「できる」授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳科の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを知らしめる。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。…人権集会、あいさつ運動等
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- 異学年交流(縦割り活動)の充実
- 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- 児童が主体的に取り組める学習活動の工夫

### 【 いじめの早期発見 】

- 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- 気になる児童がいる場合には、学年や児童理解等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- また、気になる児童には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には「こころの教室」や「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- 「学校生活に関するアンケート」「学校評価にかかわる児童アンケート」を活用し、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- 児童の一日の振り返り(毎日、帰りの会)を実施

### 【 いじめに対する措置 】

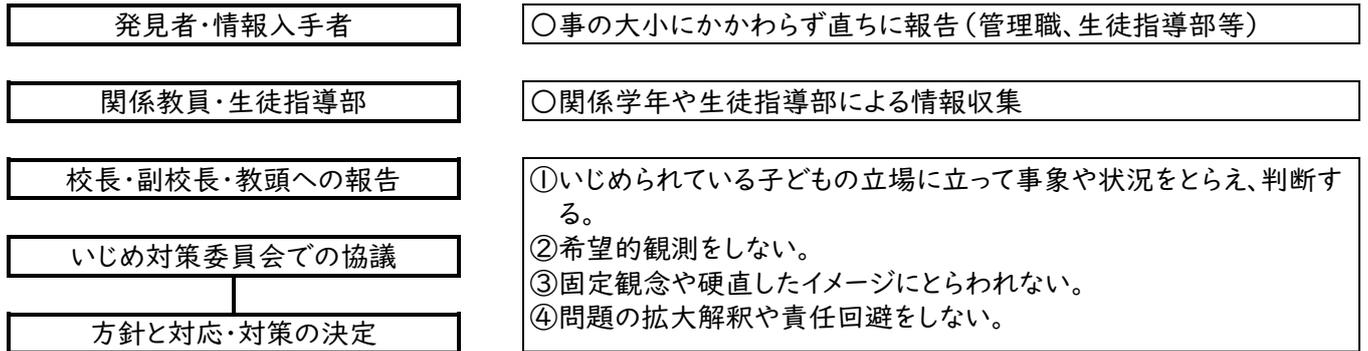
- いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたることを基本とする。
- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であることを指導する。
- 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- いじめられている児童の心の傷を癒すために、SSWやこころの教室相談員等と連携を取りながら、指導を行っていく。
- いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も日頃から促していく。

### 【 重大事態発生時の対処 】

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合等において、速やかに調査を開始し、大村市教育委員会へ報告する。また、必要に応じて、2次調査、3次調査を行う。その際の調査は、校長の指示のもと、「いじめ対策委員会」が行う。

※ その他の事項については、「大村小学校危機管理マニュアル」に基づく。

《 いじめが発生した(いじめではないかと感じた)場合の対応 》



いじめられている子どもへの指導

(1)指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
- ②不安を除去し、安全を確保する。
- ③訴えること、相談することの重要性を伝える。
- ④苦しみを受容する。
- ⑤活動の機会をつくり、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑥対人関係の回復を支援する。
- ⑦自己主張への積極的支援を図る。

(2)いじめられている子どもに寄り添う指導

- ①いじめられている子どもに責任を求めるのは、いじめ行為を認めることと同じである。
- ②いじめ行為を止めさせることが先決である。

<保護者への対応と連携>

【保護者から学校へ通報・訴えがあった場合】

- ①通報・訴えをする保護者の気持ちを理解する。
- ②誠実に対応する。

【学校から第一報を伝える場合】

- ①誠意が伝わる連絡をする。
- ②緊急の対応策について説明し、意見を聞く。

【その後の対応】

- ①約束事を守る。
- ②面談や家庭訪問を継続する。
- ③学校と家庭が情報交換を密にする。

いじめている子どもへの指導

(1)指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
- ②カウンセリング・マインド
- ③いじめは絶対に許さない厳しい姿勢
- ④いじめ行為の悪をわからせる。
- ⑤人権と生命の尊さをわからせる。
- ⑥健全な人間関係を育成できるよう支援する。
- ⑦教師との信頼関係をつくりあげる。
- ⑧指導を継続し、徹底させる。

(2)いじめられている子どもの気持ちをわからせる指導

- ①ロールプレイング(役割演技)の活用
- ②ロールレタリング(役割交換書簡法)の活用

<保護者への対応と連携>

【いじめの事実を保護者に連絡する場合】

- ①家庭訪問して事実関係を確認する。
- ②いじめられている子どもの状況を知らせる。
- ③必要以上に原因に追及しない。
- ④子どもとのかかわり方について助言する。
- ⑤今後の学校の指導方針や対応について理解してもらう。

【対応するときの留意点】

- ①保護者の気持ちを理解する。
- ②誠意ある態度で臨む。

観衆(心理的同調者)の子どもへの指導

- ①いじめへの同調はいじめ行為であることをわからせる。
- ②いじめを受けている子どもの気持ちを理解させる。
- ③ストレスの除去に努める。

傍観者(無関心者)の子どもへの指導

- ①いじめは自分にとって無関係ではないことをわからせる。
- ②いじめを止めさせることはできなくても、せめて知らせる勇気を持たせる。
- ③傍観は加担と同じであることに気づかせる。

学級全体への指導

- ①話し合いなどを通じていじめを考える。
- ②心の教育の充実を図る。
- ③見て見ぬふりをしない。
- ④自らの意志による行動をとれるようにする。
- ⑤好ましい人間関係をつくる。
- ⑥教師の姿勢を示す。
- ⑦学級の連帯感を育てる。
- ⑧正義を行き渡らせる風土を培う。

《 いじめ問題への取組についてのチェックポイント 》

指導体制	(1)	○いじめ問題について、特定の教員が抱え込むことなく、その重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制のもと実践に当たっている。
	(2)	○「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施するなど、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図っている。
	(3)	○いじめについて訴えがあったときは、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制が確立している。
	(4)	○いじめ問題の状況によっては、適宜、教育委員会へ連絡・相談し、協力して対応している。
未然防止	(5)	○お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にす指導等の充実に努めている。特に「いじめは絶対に許されない行為」との認識を持ち、いじめる側が悪いという、明快な一事を毅然とした態度で指導している。
	(6)	○いじめのない学級づくりに向け、人権教育の充実に努めるとともに、全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や、共感的人間関係を育成する指導・支援を継続している。
	(7)	○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を毎年確実に実践している。
	(8)	○児童会、生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童生徒が自主的に取り組む活動を行っている。
	(9)	○教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。
早期発見・早期解消	(10)	○児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談を行うなど、きめ細かな把握に努めている。
	(11)	○校内に児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談の体制が整備されている。また、配慮を要する児童生徒には、不安や悩みの解消に向け、適切に働きかけている。
	(12)	○教育相談機能の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど学校内外の専門家を活用している。
	(13)	○いじめ対策委員会を設置し、それぞれの問題を的確に検討することにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期解消に努めている。
	(14)	○いじめられている児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。
	(15)	○いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導(出席停止も含む)のほか、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
	(16)	○いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。
家庭地域関係機関との連携	(17)	○年度始め等に、いじめ問題に対する学校の指導方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るように努めている。
	(18)	○いじめが起きた場合、学校のみで解決することに固執することなく、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たるとともに、必要に応じて児童相談所、警察等の関係機関と連携協力を図っている。
	(19)	○学校以外の相談窓口について、周知や広報を行っている。
	(20)	○PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を進めている。